

放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議（第 20 回）
放送コンテンツ適正製作取引推進ワーキンググループ（第 17 回）
合同会合 議事概要

1. 日 時：令和 4 年 1 月 17 日（月）13 時 00 分～14 時 30 分

2. 場 所：Web 会議

3. 出席者

＜検証・検討会議構成員＞

舟田座長、新美座長代理、上杉構成員、内山構成員、酒井構成員、長谷河構成員

＜検証・検討会議オブザーバー＞

公正取引委員会企業取引課、文化庁著作権課、経済産業省コンテンツ産業課、中小企業庁取引課、放送コンテンツ適正取引推進協議会事務局（全日本テレビ番組製作社連盟及び日本民間放送連盟）

＜ワーキンググループ構成員等＞

内山構成員（兼任）、池田構成員（テレビ東京）、遠藤構成員（全国地域映像団体協議会）、長部構成員（フジテレビ）、久保田構成員（日本ケーブルテレビ連盟）、後藤構成員（日本テレビ）、笹平構成員（日本動画協会）、佐藤専任部長（NHK）、高畠構成員（TBS）、告坂構成員（日本動画協会）、野瀬構成員（テレビ朝日）、姫野専務理事（全国地域映像団体協議会）、松尾構成員（日本民間放送連盟）、松村構成員（全日本テレビ番組製作社連盟）、山口構成員（衛星放送協会）、山田構成員（全日本テレビ番組製作社連盟）

＜総務省＞

吉田情報流通行政局長、藤野大臣官房審議官（情報流通行政局担当）、三田情報流通行政局総務課長、井田情報流通行政局情報通信作品振興課長、林田情報流通行政局情報通信作品振興課課長補佐

＜構成員・オブザーバー以外＞

（議事（1）のみ）

平田 麻莉氏（一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会代表理事）

4. 議事

（1）フリーランス協会（正式名称）より、資料 1 に基づき、放送コンテンツ業界のフリーランスを取り巻く課題と実態等についてプレゼンテーションが行われた後、関係団体より、ガイドライン改訂に向けたプレゼンテーションが行われ、続いて意見交換が行われた。

（2）事務局より、令和 3 年度フォローアップ調査について説明が行われ、続いて意見交換が行われた。

5. 構成員等からの主な意見

- Netflix 等の配信系の事業者との契約では、契約書にたくさんのことを書くので、そのような契約行為に慣れてない方々も少なからずいらっしゃるのではと考えていて、そのような方々は契約書を読み込めているのか不安はあって、もし問題が起きたときに様々な落とし穴が発生しないかなという危機感を持っている。

- 通信系・配信系の新しい事業者については、本会議でこれまで詳しく扱ってこなかったため、今後、フリーランス協会とも協力いただき、Netflix等の配信系の事業者の契約実態も調べていただきたい。
- 下請法と独禁法以外のところは、ガイドラインで縛る必要はないという趣旨の意見があったが、ガイドラインでデフォルトルールを作り、それとは違った場合に、契約当事者で特約を結ぶという方式であれば、法で強制することにならないように思う。
- 書面による交付に限定せず、メールによる方法を認められるよう要望するという意見があったが、政府全体のデジタル化の動きもあり、書面だけでなくメール等でも認める方向にあり、LINEで出せばそれで良いような気がしている。
- 配信サービス関連の契約状況に関する設問の追加のところで、ライツの帰属がどうなっているか、時系列的に把握できるようにしていただきたい。ネット配信がどのタイミングで行われるかについて、配信が先、放送と配信が同時、放送が先など、色々なパターンがある。また、そこに力関係が入ってきているかどうか、将来的にデータを把握しておいたほうが良いのではないか。
- フリーランス協会が挙げた問題点は、契約条件等が不明確であることから起きることが多いので、フリーランスの立場の有利・不利という観点からではなく、リスクをなくすという観点から、契約内容を明確化することは、原則論であり、一番必要なこと。リスクを総論的に排除していくという観点から、契約内容を明確化することを、総論的にうたうこと自体は全く問題なく、そうすべき。
- 個別具体的な状況で、支払い条件や契約内容を変えなければいけない場合は、別途書面で契約する、何らかの手续をする等、また契約書でなくとも、電磁的記録で十分対応できると思う。、実務的な裁量が奪われるから、ガイドラインの記載も極力最小限にするという議論は、少し違和感がある。
- フリーランスが事業主か、労働者かといった二分法的な話があったが、両面を考えていかななくてはならない。あまり、フリーランスの労働者性にスポットを当ててしまうと、様々な混乱を生じかねないという危惧感がある。既存のガイドラインにアペンディックス的に個人事業主の労働者性も考えていくような方向性を出すことが、落としどころという気はしている。
- 契約を結ぶという行為自体については、やはり間接業務であるのは事実であるので、省力化、DXやデジタル化を、この機に一気に進めるべきという感想を持った。
- ガイドラインの射程について、当初メインは放送事業者と番組製作会社との関係をどのように規律するかというところだったと思う。しかし、最近ではフリーランスであったり実演家であったり、少しずつ射程が広がってきている。ガイドラインは、放送コンテンツの製作、流通に関わるものであるので、射程が広がること自体は決して悪いことではないが、他方、今まで問題となっている構造が薄められてしまうということもあるので、このガイドラインで何をするのかもう一度きちんと詰めても良いと思う。
- 放送業界におけるフリーランスの多さを考えると、放送コンテンツの適正な製作取引を業界全体として実現するには、フリーランスとの取引条件の適正化という問題は避けて通れないようにも思う。しかし、放送局と製作会社間の適正取引という問題について、解決すべき問題が多数残されているので、本会議での検討の主軸は、しばらくは放送局と製作会社間の適正取引という状況に変わりがないとも思っている。

- フリーランスの問題を避けて通ることはできないため、現段階で必要なのは実態調査だと思っている。今回の調査にその点に関する項目が入ったことは、今後に向けた重要なステップとなると感じる。調査で放送業界のフリーランスに関する実態が明らかになってくれば、フリーランスを使う側にとっては、自己点検の良い機会になり、フリーランスにとっては、自分の問題状況を客観的にかつ明確に認識する良い機会になると思う。

以上